佐那河内村農業委員会総会議事録

１．開催日時　平成３０年８月２７日（月）午後1時３０分から午後２時３２分

２．開催場所　佐那河内村農業総合振興センター　２階西会議室

３．農業委員　（１０人）

会長		１番	星　山　隆　啓
会長職務代理者		２番	山　本　光　雄
委員		３番	日　下　正　人
		４番	笠　井　博　美
		５番	國　原　和　彦
		６番	長　江　　　操
		７番	大　西　克　史
		８番	森　本　允　補
		９番	大　仲　香　織
		１０番	松　長　　　護
農地利用最適化推進委員（４人）	高樋地区	１１番	河　原　　　功
	嵯峨地区	１２番	大　岩　和　久
	宮前東地区	１３番	池　田　吉　信
	宮前西地区	１４番	中　野　　　實

４．欠席委員　（　０人）

５．議事日程

第１　議事録署名委員の指名

第２　会議書記の指名

第３　議案の上程

議案第１５号　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による佐那河内村農用地利用集積計画（案）の決定について

報告第　９号　農地法第５条許可に伴う工事完了証明願について

報告第１０号　農地法第３条第３の１項の規程による届出書について

６．農業委員会事務局職員

事務局長　　山　本　利　也

書記　　　　池　上　美紗子

7．会議の概要

事務局　ただ今から、平成３０年度８月総会を開会いたします。
　はじめに、星山会長よりご挨拶をお願いいたします。

会　長　（挨拶）

事務局　ありがとうございました。
　本日の出席委員は、全委員１０名が出席しておりますので、総会は成立しております。
　それでは、佐那河内村農業委員会会議規則により、議事の進行を星山会長にお願いいたします。

議　長　それでは、佐那河内村農業委員会会議規則第１９条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
（異議なし）
　それでは、７番 大西克史委員、９番 大仲香織委員にお願いいたします。
　なお、本日の会議書記には、事務局職員の池上美紗子さんを指名いたします。
　それでは、日程第３の議案第１５号、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による「佐那河内村農用地利用集積計画（案）の決定について」を、議案に供します。
事務局より、議案第１５号の朗読と説明をお願いします。

事務局　議案書の１ページをご覧ください。今月の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による案件は、１議案６件でございます。議案第１５号は、すべて地権者から賃借人に直接権利を設定する件です。
　佐那河内村長より平成３０年８月１４日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の新規の計画が２件、再設定の計画が４件で、面積は、20,671㎡です。
【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】
　整理番号１の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[redacted]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[redacted]さんです。土地の所在地については、[redacted]６９番地、現況　畑、５００㎡で、利用目的は苺です。借賃については、１０ａあたり７０，０００円です。
　始期は平成３０年９月１日から終期は平成４０年８月３１日の１０年契約です。
　整理番号２の権利の種類につきましても賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[redacted]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[redacted]さんです。土地の所在地については、[redacted]７２番地、現況　畑、６５１㎡で、利用目的は苺です。借賃については、１０ａあたり５３，７６４円で、先程の整理番号１の農地とあわせて２筆で７０，０００円となっております。

始期は平成３０年９月１日から終期は平成４０年８月３１日の１０年契約です。計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

議　長　それでは、質疑に入ります。補足説明がありましたら、関係委員の方から合わせてお願いいたします。

１０番　説明申し上げます。宝蔵寺から上にあがって行きます。７２はハウスがあります。２０何年前はハウスみかん。みかんのけてイチゴ栽培しています。[redacted]さんは仕事も熱心で問題ないと思います。

議　長　説明ありましたが、いかがでしょうか。
賃料は？

事務局　２筆で７０，０００円。記載は一反あたりです。面積の大きい方でまとめています。

議　長　それでは、整理番号１と２について、ご異議ございませんか。
（異議なし）

議　長　異議がないと認めますので、整理番号１および２は原案のとおり決定いたしました。
続いて整理番号３について、事務局より説明をお願いします。

事務局　整理番号３の権利の種類につきましては使用貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[redacted]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[redacted]さんです。土地の所在地については、[redacted]１１９番、現況　田、１，７９１㎡、利用目的は水稲です。始期は平成３０年９月１日から終期は平成３２年８月３１日の２年契約です。
計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

議　長　ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。
補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

３　番　場所は根郷の憩いの家を嵯峨方面に入って、右に曲がってすこし行った所です。[redacted]さんのお宅は、息子夫婦で今のところ田んぼをしていますが、仕事行きながらなので手が回らない状態です。[redacted]さんの方は大工です。田んぼもしています。問題無いと思います。

議　長　ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

議　長　それでは、整理番号３について、ご異議ございませんか。
（異議なし）

議　長　異議がないと認めますので、整理番号３は原案のとおり決定いたしました。
続いて整理番号４について、事務局より説明をお願いします。

事務局　整理番号４の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[redacted]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[redacted]さんです。土地の所在地については、[redacted]９１番１、

現況　畑、４９６㎡、[redacted]９１番２、現況　畑、４９８㎡で、利用目的は菜の花です。借賃については、１０ａあたり１０，０００円です。

始期は平成３０年９月１日から終期は平成３３年８月３１日の３年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

議　長　それでは、質疑に入ります。補足説明がありましたら、関係委員の方から合わせてお願いいたします。

３　番　場所は憩いの家を嵯峨方面に一軒目の家を右に曲がって少し走った所です。利用目的は菜の花になってますが、イチゴをしだしてからは菜の花は無理ということで今は水稲が植わっています。問題は無いかと思います。

議　長　それでは、整理番号４について、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議　長　異議がないと認めますので、整理番号４は利用目的を水稲とすることで、それ以外は原案のとおり決定いたしました。

続いて整理番号５について、事務局より説明をお願いします。

事務局　整理番号５の権利の種類につきましては使用貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[redacted]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[redacted]さんです。土地の所在地については、[redacted]３４番２、現況、田、４９２㎡で、利用目的は水稲です。始期は平成３０年９月１日から終期は平成３３年１０月３１日の３年２ヶ月契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

議　長　説明いたします。場所は、朝宮神社から神山方面に橋渡って２つ目を左に行った所の山側にあります。３４番２の一段下を今、[redacted]さんが田んぼを耕作しています。[redacted]さんはお父さんが亡くなっておばあさん一人では出来なくなり、[redacted]さんに頼まれたそうです。[redacted]さんはあちこちで水稲を主にやっているそうです。今説明いたしましたが、いかがでしょうか。

それでは、整理番号５について、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議　長　異議がないと認めますので、整理番号５は原案のとおり決定いたしました。

続いて整理番号６について、事務局より説明をお願いします。

事務局　整理番号６の権利の種類につきましては使用貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[redacted]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[redacted]さんです。土地の所在地については、全部で25筆ありますので、所在地、現況、地積、利用目的の順に読み上げさせて頂きます。[redacted]３５番１、畑、１２２㎡、すだち、[redacted]１番、畑、１，２３６㎡、キウイ、[redacted]３番、畑、１，０２８㎡、すだち、[redacted]１１番２、畑、１，３０

2㎡みかん、[redacted]13番、畑、278㎡、みかん、[redacted]16番、畑、366㎡、みかん、[redacted]18番1、畑、39㎡、みかん、[redacted]18番2、畑、353㎡、みかん、[redacted]24番1、畑、1，462㎡、みかん、[redacted]24番3、畑、107㎡、みかん、[redacted]27番5、畑、114㎡、みかん、[redacted]1番91、畑、1，295㎡、みかん、[redacted]1番214、畑、721㎡、キウイ、[redacted]12番2、畑、183㎡、みかん、[redacted]17番1、畑、1，401㎡、みかん、[redacted]17番2、畑、275㎡、みかん、[redacted]21番1、畑、1，678㎡、みかん、[redacted]24番1、畑、238㎡、みかん、[redacted]45番1、畑、685㎡、みかん、[redacted]76番1、畑、1，560㎡、みかん、[redacted]76番4、畑、44㎡、みかん、[redacted]8番、畑、1，034㎡、すだち、[redacted]12番、畑、591㎡、すだち、[redacted]20番1、畑、69㎡、すだち、[redacted]20番2、畑、89㎡、すだちです。始期は平成30年9月1日から終期は平成40年8月31日の10年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議　長　それでは、質疑に入ります。補足説明がありましたら、関係委員の方から合わせてお願いいたします。

5　番　[redacted]35－1は荒瀬から東山に登る道、嵯峨側車で渡る事は出来ません。[redacted]20－1の上の農道の道淵上に35－1。このあたりに[redacted]さんの倉庫があります。次に[redacted]1、[redacted]3、東山集会所からちょっと下に下って山道があるのですが四国の道に通じる道です。そこを登っていって耕作している最終の地区でキウイとすだち作っています。[redacted]11－2から[redacted]27－5これまでが、[redacted]さんの家周辺です。[redacted]24－3については、駐車場になっています。[redacted]1－91これはカラスの檻の方からちょうど正面に見える所です。

[redacted]1－214は東山集会所から下って途中から上に上がる道があります。山林、畑キウイとありますが、管理はやめたそうです。現地を見てもぐしゃぐしゃになっております。本人に聞いてもやめたと言っていました。次に[redacted]12－2、[redacted]76－4、[redacted]さんが牛飼ってる所が山の上に見えると思いますが。そこから下行った所が[redacted]45－1に近いです。[redacted]は、丸田集会所から川向かいに東山の橋を越えた所から川沿いを下にずっと行って集落排水の真向かいぐらいまでが[redacted]地区です。[redacted]12、[redacted]8、こちらはすだちをしています。[redacted]20－1、20－2は現在山みたいです。一応すだちとかしてますけどちょっと無理です。道路から下になります。本人もしてないと。以上です。

議　長　それでは、説明ありましたが、いかがでしょうか。

[redacted]さん、親子ですか。

5　番　親子です。

議　長　相続みたいな形ですか。なにか申請してもらえる分があるんですよね。

事務局　農業者年金の上乗せ分。経営継承してもらえる分があるので。
もらうにあたっては、農業者年金かけていた本人が持っている農地は後継者にすべて譲るというのがありまして、自分が所有している経営農地を全て譲った上で、１０年間は耕作してますというのが必要です。国が上乗せ分をかけてくれていた分をもらうにあたっては。所有権ではなく利用権でも１０年間以上の期間契約すれば大丈夫です。１０年間のうちに荒らしてしまっていたら、上乗せ分は支給停止にかかってくるので大変ですけど。

５　番　これ多分[redacted]さんの家の土地の全てではないように思いますけど。

事務局　お母様名義の土地もあるので。継承になくてはいけないのは本人名義の土地の分だけなので。JA の本所で主担当されている方が来て説明をしてくれました。

議　長　農業者年金かけてる人結構いますか。

事務局　やめてしまった方結構います。旧の年金もらってる人は、新しい制度にうつるとき、現金一括でもらいますか、それともそのまま継続してかけますかというので、だいたいの人が現金一括でもらう方を選択しました。そのままかけ続けている方もいます。

議　長　新しい人に加入推進している分は、どんな感じですかね。

事務局　あまり加入はされてないです。新しい制度は積み立て型になっています。
金利も良いですが。

議　長　それでは、整理番号６について、ご異議ございませんか。

５　番　農地でないところも混ざっていますが構いませんか。

議　長　一度現地を見に行ってみて、耕作出来そうに無いところは除外するようにして、再提出してもらう形で。

事務局　農地でないところは非農地証明願を出してもらって、農地から外すという手続きをしてもらい、引き継げる農地だけ引き継いでもらうのが良いかと思います。４筆については保留でしょうか。

議　長　とりあえず農地で無い所は現地確認するということで。残りは認めるという事でよろしいですか。

（異議なし）

議　長　次に、報告事項がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局　報告事項については、農地法第５条許可に伴う工事完了証明願が、[redacted]さんの方から出ております。[redacted]。添付書類等すべて完備しておりましたので完了ということで証明を発行しております。

もう一つが、農地法第３条第３の１項の規程による届出書にかかる受理ですが、相続の関係で、農地を相続により所有権を取得したので、農地法第３条の第１項の規程による届け出ということで[redacted]さんから、農地全１１筆届け出　[redacted]３番５　現況畑、面積４４㎡。[redacted]３番６　現況畑、５７８㎡。[redacted]５番　現況田、面積１，００５㎡。[redacted]２０番　現況畑、１１５㎡。[redacted]２１番１　現況畑、２１８㎡。[redacted]２１番２　現況畑、４７㎡。[redacted]３６番１

現況畑、２９１㎡。[redacted]３７番２　現況畑、９．９１㎡。[redacted]６３番　３９㎡。[redacted]５７番１　現況畑、５１９㎡。[redacted]１０５番２ 現況田、１，７８６㎡ について出ております。どちらも受理ということで通知をさせていただいています。以上です。

議　長　よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成３０年８月総会を閉会いたします。

会議の顛末を記録しその確認を認めるため捺印する。

佐那河内村農業委員会会長　　星山　隆啓

佐那河内村農業委員会委員　　大西　克史

佐那河内村農業委員会委員　　大仲　香織